

東京都行政書士会立川支部役員選任規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東京都行政書士会立川支部（以下「本支部」という。）の役員選任を公正に行うため、本支部細則第10条及び第11条に則り必要な事項を定める。

(選任する役員数)

第2条 立川支部総会（以下「支部総会」という。）において選任する役員の員数は次のとおりとする。

支部長 1名

- 2 前項により選任された役員に欠員を生じたときは、任期の1/2以内であるならば直近に開催される支部総会までに代行を置きその支部総会で選任をするものとする。任期の1/2を過ぎた場合には、代行を置き次に開かれる支部総会まで補欠選挙をしないことができる。欠員にて選任された支部長の任期は前任欠員者の任期と同じとする。

(役員等に関する支部業務組織)

第3条 本支部細則第4条第3項の規定による業務組織については、支部長が定める。

- 2 その他支部長が必要と認めるとき、特別委員会を設けることができる。
- 3 前2項に関しては、事後最初に開かれる定時総会で報告をする。

(役員を選任)

第4条 役員を選任は次の方法による。

- 一 支部長・・・選挙
- 二 その他の役員・・・支部長が選考して支部総会に諮り承認をえる

(選挙権者)

第5条 選挙権を行使できる者は、現に選任する支部総会に出席している支部会員（以下「選挙権者」という。）とする。

(支部長候補者)

第6条 支部長候補者（以下「候補者」という。）として立候補できる者は、選挙告示の日において継続して5年以上の支部会員歴を有し、且つ本支部会員2名以上の推薦を得た支部会員とする。

但し、総会に向けて開催される支部役員会の開催日の属する月の前月までの東京都行政書士会費及び支部会費を完納していない者を除く。

- 2 総会に向けて開催される支部役員会の開催日の属する月の前月までの東京都行政書士会費及び支部会費を完納していない者は、推薦人となることができない。

2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第7条 本支部に、選挙に関する事務を管理し執行するための選挙委員2名選任し、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を組織する。
委員長は委員のうちから互選する。他の委員は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の選任)

第8条 委員会を構成する委員は、支部総会終了後最初に開催される支部役員会において、役員以外の者の中から選任される。

(委員会の職務)

第9条 委員会は、次に挙げる事項を行う。

- 一 立候補及び候補者の推薦を受け付ける旨広報すること
- 二 立候補及び候補者の推薦若しくは、候補の辞退の届出の受理に関する事項
- 三 投票及び開票の管理に関する事項
- 四 当選者の確定に関する事項
- 五 その他選挙事務の管理及び執行に関する事項を、総務部に指示監督する

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、就任後第2回目の支部定時総会の終結の時までとする。但し後任者が選任されるまでは、その職務を行う。
2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の資格喪失)

第11条 委員が支部長候補者となったときは、その資格を喪失する。

(支部長候補者の届出)

第12条 支部長候補者として立候補する者、その候補者として推薦する者及び被推薦者は、支部総会開催日の7日前までに委員会が定める受付場所へ、直接委員会に文書をもってその旨を届け出さなければならない。
2 前項の届け出がない場合、又は支部長候補者が皆無となった場合は、第3条第1項の規程に係わず、支部総会にて選任方法を決めて選出する。

(選挙の方法)

第13条 第4条第一号の選挙は、投票の方法により行う。
2 投票は1人1票とし単記無記名とする。

第2章 投票及び開票

(投票用紙)

第14条 委員会は、投票用紙を調製しておかなければならない。

(投票用紙の交付)

第15条 委員会は、支部総会で所定の投票用紙を選挙権者に交付しなければならない。

(投票用紙の記載方法)

第16条 投票は、選挙しようとする者の氏名を記載して、定められた投票箱に投票するものとする。

(無効投票)

第18条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いなかったもの
- 二 委員会において被選挙権者が確認できなかったもの

(投票及び開票)

第19条 投票及び開票は、総会の議場若しくは委員会が定めた場所で委員会が総務部に指示監督して行う。この場合、選挙権者のうちから、委員会が指名した2人の立会人が立ち会わなければならない。

(当選者の確定)

第20条 当選者の確定は、有効投票数の最高得票者をもって当選者とする。

- 2 前項の投票数が同数であった場合、くじ引きによって当選者を決める。

(開票結果の報告)

第22条 当選者が確定したときは、委員長は、当該総会に投票総数、有効無効の票数、当選者の氏名その得票及び必要と認められた事項を報告しなければならない。

第3章 選挙運動の制限等

(選挙の倫理)

第23条 この制限に基づく選挙のための運動は、公明正大を旨とし、会員としての品位をけがしてはならない。

(禁止事項)

第24条 候補者（その支持者、後援会を含む。）は、選挙運動のための文書、図面には、虚偽又は他人を誹謗し、若しくは名誉をき損するような事項を記載してはならない。

第5章 補 則

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、支部総会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は平成18年4月23日から施行する。

附 則

1 最初の委員の任期は、平成20年度支部定時総会終了後最初に開催される支部役員会の終結のときまでとする。

附 則

1 この改正規程は平成20年4月19日から施行する。

附 則

1 この改正規程は平成24年4月21日から施行する。

附 則

1 この改正規程は令和2年4月18日から施行する。